

## 伊奈町移動販売車による駅前活性化事業募集要領

### 1 目的

ニューシャトル駅前のスペースを活用した魅力づくりの一環として、移動販売車を活用した飲食物の販売を実施することにより、ニューシャトル駅前を駅利用者や駅周辺地区住民の交流の場として機能させ、賑わいや魅力ある駅前として発展させることを目的とします。

### 2 出店期間

令和5年9月1日（金）から令和6年2月29日（木）まで  
（但し、令和5年12月28日（木）から令和6年1月4日（木）は除く）

### 3 出店場所

ニューシャトル伊奈中央駅前（町所有地） ※出店時は必ず店頭に出店証を掲示すること。

### 4 出店者数 1日最大5台程度を想定

### 5 募集方法

町ホームページ等を活用し、出店者を募集します（開催日ごとに先着順）。

### 6 出店等について

#### (1) 出店日について

令和5年9月1日（金）から令和6年2月29日（木）まで  
（但し、令和5年12月28日（木）から令和6年1月4日（木）は除く）  
なお、駅前の利用状況等により出店が認められないことがあります。

#### (2) 出店日の変更について

雨天等により出店を中止する場合には、町に事前に連絡してください。

#### (3) 出店申込みについて

出店にあたっては、出店申込みを行い、町から出店証を交付します。

#### (4) 出店スペースについて

出店スペースについては、後日町で指定します。

#### (5) 本事業に係る出店者は随時募集します。なお、申込者は、出店開始希望月1日の20日前までに必要書類をそろえて提出してください。毎月の提出締切日を過ぎた場合、出店日について希望に添えないことがありますのでご了承ください。

### 7 営業時間

A：11時30分から14時30分まで

（設営は11時00分から可とし、15時00分までに撤収すること）

B：16時00分から19時00分まで

(設営は15時30分から可とし、19時30分までに撤収すること)

C：11時30分から19時00分まで

(設営は11時00分から可とし、19時30分までに撤収すること)

※ 営業開始時間を遅らせる又は飲食物の売り切れ等による営業時間の短縮については、事前に連絡が必要です。

※ 撤収は19時30分までに終了してください。

## 8 出店料 (使用料)

当面の間無料

## 9 販売可能物品について

- (1) 出店申込みの際に、販売品目及び販売価格の一覧表を提出してください。
- (2) 食品衛生法の規定に基づく営業範囲内の飲食物に限ります。
- (3) 基本的にはその場での飲食を可としますが、社会情勢に鑑み、テイクアウトの販売のみとする場合がございますのでご了承ください。

## 10 報告書等の提出

- (1) 報告書に記載する内容 (すべて必須)
  - ① 出店日ごとの来客数・売上
  - ② 出店中に利用者から販売品目等について要望があった場合、その要望内容  
(例：炭酸飲料があればよかった、唐揚げがあればよかった等)
  - ③ 売上の傾向 (ニーズに関する所見)  
(例：飲み物は売れたが、食べ物は売れなかった。  
ピザは売れたが、クレープは売れなかった等)
- (2) 報告書に添付するもの (必須)  
来店者へのアンケート (集計は不要、アンケートは元気まちづくり課で用意します。)
- (3) 提出期限及び提出方法  
事業終了後10日以内に電子メールにて伊奈町元気まちづくり課まで提出してください。

## 11 提出書類

出店申込みに必要な書類は次のとおりです。また、提出書類等に不備または不足がある場合は出店を許可しません。

- (1) 伊奈町移動販売車による駅前活性化事業出店申込書
  - (2) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し (販売品目に応じた許可証であることが必要)
- ※ 伊奈町内で出店が可能となる営業許可証の写しをご提出ください。
- (3) 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し

- (4) 食品賠償責任保険（PL保険等）の加入証明書の写し
- (5) 出店車両の車検証の写し及び写真（車幅、車高、ナンバープレート番号等が分かるもの）
- (6) 直近の年度の国税及び地方税の完納証明書又は納税証明書
- (7) 誓約書

## 1.2 出店資格

次の(1)から(5)までの要件を満たすことが出店の資格となります。

- (1) 出店期間中に伊奈町内で営業が必要な公的機関が発行した営業許可証を有する者
  - (2) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有する者
  - (3) 食品賠償責任保険（PL保険等）に加入していること
  - (4) 保健所が定める適切な衛生管理及び加工（調理等）が行える者
- ※ 出店申込みの確認に当たっては、関係機関等に本人確認をすることがあります。
- (5) 使用する車両の形状・重量が、出店場所に影響を及ぼさない範囲であること

## 1.3 出店禁止事業者

次の(1)から(12)までのいずれかに該当する者は出店を禁止します。

- (1) 精神の機能の障害により、事業を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。未成年者
- (2) 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
- (10) 政治性及び宗教性のある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している事業者
- (12) 駅前環境及び駅利用者の通行に支障をきたす又はそのおそれのある事業者

## 1.4 【重要】注意事項

- (1) 移動販売車の搬入及び搬出は出店者各自で行ってください。また、移動販売車搬入後、必要に応じてバリカーを設置し、駅利用者等の通行の確保及び車両の進入を禁止してください。

- (2) 調理用の水、その他販売に関わるもの及び照明等は出店者各自で用意してください。電力は町で設置したコンセントから使用することができます。(テーブル、イス等を設置する場合は、消毒等の基本的な感染症対策を実施してください。)
- (3) 火気を使用する場合には、事前に必ず消防署と協議を行い、消防署の指導に従い消火器等の消火器具を設置してください。また、ニューシャトル及び新幹線の軌道上まで煙が届くことがないように措置をお願いします。
- (4) 出店日は屋外にゴミ箱を設置し、排水及びゴミは出店者各自で持ち帰り、適正に処分してください。駅のゴミ箱は絶対に使用しないでください。
- (5) 出店時間終了後は出店スペースの現状復旧をしてください。
- (6) 出店に起因する事故や苦情(販売品や営業方法に関するものを含む。)は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応してください。
- (7) 食中毒予防のため保健所による改善指導を行うことがあります。
- (8) 営業時の呼び込みやBGMは、小音量で一般の駅利用者や周辺住民等が不快に感じない範囲内としてください。場合によってはBGMの使用を禁止することがあります。
- (9) 「1 1 提出書類」で提出した書類のうち、事業実施期間中に期限が到来する書類(営業許可証、食品賠償責任保険、車検証等)については、適正に更新手続を行うとともに更新後の書類を速やかに提出してください。
- (10) 出店申込み後に、次の事項に該当した場合、出店を不可とすることがあります。

なお、出店不可により出店者に損害が生じても、町は一切責任を負いません。

- ① 出店禁止事業者であることが発覚した場合
- ② 上記注意事項に違反する行為を行った場合
- ③ 虚偽の出店申込みが発覚した場合
- ④ 町に連絡なく出店を取りやめた場合
- ⑤ 町と事前に協議なく営業時間を変更した場合
- ⑥ 出店申込みと異なる品目を販売した場合
- ⑦ 出店申込みをした販売行為以外の行為を行った場合
- ⑧ 許可なく大幅に出店レイアウトを変更した場合
- ⑨ 「1 4 【重要】注意事項(9)」の更新手続を行わない場合(町が進捗確認できない場合を含む)
- ⑩ 公序良俗に反する行為や各種法令に違反する行為をした場合
- ⑪ 出店スペースの現状復旧をしなかった場合。その他駅前の環境及び通行者に支障をきたす又はそのおそれのある行為をした場合
- ⑫ 町が指定した出店スペース以外の場所で販売行為等を行った場合
- (11) 出店者は出店に伴い駅及び駅前の施設並びに第三者に損害を及ぼしたときは出店者の責任において、その損害を賠償してください。
- (12) 移動販売車の破損、紛失等について、町は一切の責任を負いません。
- (13) 本要領に記載のないものを含め、出店するために必要な費用は原則として出店者の負担となります。

- (14) 出店に関する権利を他者に譲渡することはできません。
- (15) 出店日の変更、出店時間の変更、販売品目の変更等については、出店日前々日の12時までに必ず町へご連絡ください。
- (16) 本要領に定めのない事項は、町と出店者で協議することとします。

1.5 出店申込書類提出先及び問合せ先

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目3-5-5番地

伊奈町元気まちづくり課 シティセールス観光係

電話 048-721-2111 (内線 2237)

メール citysales@town.saitama-ina.lg.jp

附 則

この要領は、令和5年7月25日から施行する。